

あいづ わかまつ し しゅわ げんご およ しょうれい あん
 会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例（案）への
 いけん ぼしゅう けっか
 意見募集結果

ひょうきけつか さくてい あん たい しみん いけん こうぼ じっし
 標記結果の策定にあたり、案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。
 けっか およ よ いけん たい かんが かつ し
 その結果及びお寄せいただいたご意見に対する考 え方をお知らせします。

いけん ぼしゅうきかん
 1.意見募集 期間

れいわ ねん がつ にち げつ れいわ ねん がつ にち か
 令和4年11月28日（月）から令和4年12月27日（火）まで

ていしゅつ いけん
 2.提出 意見

めい かつ けん いけん
 17名の方から31件のご意見がありました。

いけん ないようおよ し かんが かつ
 3.意見の内容及び市の考 え方

No.	こゝもく 項目	いけん ないよう 意見の内容	し かんが かつ 市の考 え方
1	さんどう きたい 賛同・期待	しょうれい あん さんせい 条例（案）で賛成。 どうじしゃ かんれんしゃ 当事者と関連者でないとわからないし、い つどうなるかもわからないので、必要と思 うし、自分も勉強 していきたい。 うご だ 動き出さないと、市民もわからないし、 ぜんこく しょうほう 全国の情報 もつかめない。ホームページに はのっているが、体験していかないと身に つかない。これからみんなで考 えていき たいと思う。	しょうれいせいいてい む と く 条例 制定に向けて取り組み つと に努めてまいります。また、 せいいていご しみん 制定後につきましては市民の みなさま じぎょうしゃとう りかい そくしん 皆様や事業者等の理解の促進 む に向けて、啓発に努めてまい ります。
2	さんどう きたい 賛同・期待	あいづわかまつ じつげん む 「スマートシティ会津若松」の実現に向け しょうれい じゅうよう てもこの条例 は重要 なもののひとつだと おも 思うので、早急 の制定と実施を強く願 う。	すみ しょうれいせいいてい こんご 速やかな条例 制定と今後の せきく と く つと 施策の取り組みに努めてまい ります。
3	さんどう きたい 賛同・期待	かくじょうぶん おおむ わたし ねが 各条文 は、概ね私 たちが願っていたこと ちか とく ぎもん いた てん に近く、特に疑問を抱く点はない。	
4	さんどう きたい 賛同・期待	しゅわ げんご しょうれい せいいてい たいへん 手話言語条例 が制定されることは、大変 うれ 嬉しい。ここまで形 にしてくださった方々 はたら ふか かんしゃ しゅわ にほんご の働 きに深く感謝 する。手話が日本語とは ちが げんご 違う言語であることが明記されているが、 ほんとう げんご いみ ひろ 本当の「言語」の意味するところを広げて いくことは難しいと思う。単なるコミュニケ ーション手段のひとつ、<方法>ではな く、生存に関わる「言語」としての意味を りかい 理解してもらえよう、これからも活動し	

		ていきたい ^{おも} と思う。	
5	さんどう きたい 賛同・期待	きょうせいしゃかいじつげん ^{じょうれい} 共生 社会実現のために条例 ^{じょうれい} をつくること はととてもいい取組みだ ^{おも} と思う。	
6	さんどう きたい 賛同・期待	わたしもそうだったが、ろう者 ^{しゃ} とのかかわりが ない方は、手話言語 ^{かた しゅわ げんご} やろう者 ^{しゃ} の立場 ^{たちば} のこと をよく知らない ^し と思う。この条例 ^{じょうれい} により 市民 ^{しみん} が理解 ^{りかい} を深める ^{ふか} ことに期待 ^{きたい} する。また、 条例 ^{じょうれい} 制定 ^{せい} された際 ^{さい} には、市民 ^{しみん} や事業者 ^{じぎょうしゃ} は もちろん、普段 ^{ふだん} ろう者 ^{しゃ} とのかかわりのない 国等 ^{くにとう} の行政 ^{ぎょうせい} 機関 ^{きかん} にも周知 ^{しゅうち} していただきた い。	
7	さんどう きたい 賛同・期待	じょうれい めいしょう から「障がい者 ^{しょう しゃ} 」という ことば ^{ことば} がなくなったことは大変 ^{たいへん} 評価 ^{ひょうか} ができ る。コミュニケーション ^{ふじゆう} に不自由 ^{かん} を感じてい るのは、「障がい者 ^{しょう しゃ} 」だけではない。コミ ュニケーション ^{ふじゆう} に不自由 ^{かん} を感じてる人 ^{ひと} のた め ^{じょうれい} の条例 ^{じょうれい} というイメージ ^{イメージ} ができて良 ^よ かつ た。	

8	じょうぶん 条文 について	ていぎ だい じょう じぎょうしゃ なか いりよう 定義 第2条 (2) 事業者の中には、医療 きかん がっこう くに けん ぎょうせいきかん ふく 機関や学校、国・県などの行政 機関が含 まれているのかが分かりにくく、人により かいしゃく こと いりようきかん 解釈 が異なりそうである。「医療 機関、 がっこう ぎょうせいきかん めいかく 学校、行政 機関」と明確にしてもよいので はないか。	じぎょうしやとう いりようきかん 事業所等として、医療 機関や がっこう くにけん ぎょうせいきかん 学校、国県などの行政 機関 など広義的に含まれるものと しております。
9	せさく 施策について	じょうれい せつめい しりよう せいていご おも せさく しんき 条例 説明資料、5. 制定後の主な施策 新規 じぎょう しょうがいべつ はいりよ ひつよう 事業に「障害 別に「配慮が必要なこと」 などと具体的にまとめたガイドライン…」と あるが、まさしく、この条例 の大切 なところ はそこだと思われる。期待したい！	じょうれい せいてい き ほんじょうれい 条例 制定を機に、本条例 の もくてき しょう うむ 目的である「障 がいの有無に かか たが じんかく 関わらず、お互いに人格と こせい さんちよう あんしん 個性を尊重 しながら安心し て暮らすことのできる共生
10	せさく 施策について	だい じょう じぎょうしゃ やくわり し 第6条 (事業者の役割) のためには、市 せつきよくてき ぐたいてき せさく ひつよう としても積極 的、具体的な施策が必要だ。	しゃかい じつげん しみん 社会の実現」のために、市民 じぎょうしやとう やくわり や事業者等の役割についても
11	せさく 施策について	じょうれい あん ぜんぶん じょうぶん 条例 案は前文も条文 もわかりやすく、 ほんとう ぐげん か 本当にこれが具現化されたらすばらしいな と思われる内容だと思った。 しかし、施策の基本方針 はあまりにも簡単 で、果たしてこの条例 制定後どのくらい あいづわかまつし か ぎもん 会津若松市が変わることができるのか疑問を 感じた。 こんご かんきよう せいび 今後、環境 を整備していくためにどのよう な施策がとられるかわからないが、条例 せいてい とも じょうれい せこう きそく さくてい 制定と共に「条例 施行規則」も策定して いただき、第8条 の基本方針 を具体的に進 めてほしい。絵に描いた餅にならないことを 願う。	りかい そくしん む けいはつ つと 理解の促進に向けて啓発に努 めてまいります。 また、施策の推進につつまし ては、市障がい者計画との せいごうせい はか じょうれい いち 整合性を図り、条例 に位置 づけた施策の実効性が高めら れるよう取り組みに努めてま いらいます。
12	せさく 施策について	じょうれい あん なか し せきむ しみん 条例 (案) の中に、市の責務、市民の やくわり じぎょうしや やくわり めいぶんか 役割、事業者の役割 とそれぞれに明文化 されているが、市民や事業者に対して ぐたいてき し すいしん せさく 具体的にどのように市が推進する施策に きょうりよく つと うなが 協力 するよう努めることを促 していくの か。	
13	せさく 施策について	しょう あ者が多く利用する場所 (病院 など) に つうやくしや あ まえ りよう 通訳者がいることが当たり前として、利用 が少ない場所でもコミュニケーションがスム ーズにとれる環境 になればいいと思う。	こうきようきかん いりよう かいごとう 公共 機関、医療、介護等の ぶんや たよう 分野においては、多様なコ ミュニケーションの理解推進 かんきよう せいび たいせつ かんが と環境 の整備は大切 と考 え

		<p>こうきょうきかん いりょう かいご どう ぶんや 公共 機関、医療、介護等の分野において は、特に手話通訳者の設置が求められる ばしょ おも じぎょうしゃ 場所だと思ふ。事業者において、ある程度 しゅわ つうやく しょくいん はいち どう し 手話通訳ができる職員 の配置等を、市とし きょうせいりよく て強制 力 をもってあたっていただくこと かのう は可能なのか。</p>	<p>じぎょうしゃとう たい ます。事業者等に対し、 ごうりてき はいりよ しゅわ たよう 合理的配慮のもと手話や多様な コミュニケーションへの りかい はか かんけい 理解が図られるよう、関係 きかん れんけい つと 機関と連携に努めてまいります。</p>
14	<p>たいけん がくしゅう 体験や学習</p>	<p>こおりやま しょうぼうしよいん しゅわ つか ぎょうむ 郡山 では消防署 員も手話を使って業務を おこな しょくば まな たいせつ 行 っているとのこと。職場での学びも大切 おも と思ふ。</p>	<p>きんきゅうじ たいおう たいせつ 緊急 時の対応は大切である ことから、医療や消防 など きんきゅうせい たか きかい りよう 緊急 性が高い機会での利用</p>
15	<p>たいけん がくしゅう 体験や学習</p>	<p>せいていご おも せさく かくじゅうじぎょう なか 制定後の主な施策【拡充 事業】の中に、 えんかくしゅわ つうやく りよう ひろ 「遠隔手話通訳」の利用を広げていく、と とく きんきゅうじ いりょう けいさつ しょうぼう ある。特に緊急 時に（医療、警察、消防 とう …）すぐに対応できるように利用拡大の せいび 整備をしていただきたい。 いちしみん じょうれい せこう ご し 一市民として、この条例 が施行後、市、 しみん およ じぎょうしゃいったい しょう 市民及び事業者一体となつて、障 がいのある なしに関係なく、老若男女 問わずみんな えがお す あいづわかまつし が笑顔で住みやすい会津若松市になることを ねが 願う。</p>	<p>そくしん 促進につきましては、関係 きかん れんけい つと 機関と連携に努めてまいります。</p>

16	たいけん がくしゅう 体験や学習	せんじつ ほうくしょ どうほうもんしえん しょうがっこう い 先日、保育所等訪問支援で小学校に行っ たが、社会 福祉協議会主催で「高齢者 体験」と、聴覚 障 がい者当事者と一緒 に「手話体験」をする授業 があった。 おと どくとく せかい なか かいわ こ 音のない独特の世界の中での会話は、子ど もたちにとって不思議な感覚だったよう だ。非言語コミュニケーションができること や地域にはいろいろな人がいることを知る 貴重な体験授業、小さい頃からの体験を とお ちいき りかい ひつようせい かん 通して地域理解をすることの必要性を感じ る。	いけん じょうれいせい ご意見をもとに、条例 制定 を機に、市民の皆様や事業 者等にも理解していただける よう、体験や学習の機会 の提供 に努めてまいります。
17	たいけん がくしゅう 体験や学習	にちじょうてき しゅわ きかい 日常的に手話をする機会がなかなかないの で、学ぶ機会（当事者の出前講座・イベント など）や体験、手話の養成講座があればよい。	
18	たいけん がくしゅう 体験や学習	しょうちゅうがくせい たい しょう しゃりかい 小中学生に対し、障 がい者理解のため に疑似体験などを通し手話や点字等の理解 を深めてもらう。	
19	たいけん がくしゅう 体験や学習	いぜん しゅわ てんじ まな ぼ やかん 以前手話や点字の学びの場があったが夜間が 多く、参加しづらかった。移動手段を考 え ると近くであると参加しやすいと思う。	
20	たいけん がくしゅう 体験や学習	しゅわ げんご こ ころ まな 手話は言語なので、子どもの頃から学ぶ 機会があれば興味を持つ人が増えると思 う。	
21	たいけん がくしゅう 体験や学習	きんきゅうじ しゅわ しょうぼうし 緊急時に、手話のわかる消防士さんや 医療関係者、また、生活に密着した団体 （銀行、役所、スーパー等）の方、子ども を預ける児童施設や学校関係の方等に 研修の場を設定し、取得した証明書等 あれば長く続けて学ぶのではないかと思 う。一番は、市民の皆さんが「手話」を 身近に感じられることだと思う。	
22	たいけん がくしゅう 体験や学習	かいご ひつよう とき かなか 介護サービスが必要になった時に、関わる 職員等が少しでも手話ができると良いと思 う。	
23	ちいき こうりゅう 地域交流	さいがいじ ふく ちいき さき しゃかい しく 災害時も含めて、地域で支える社会の仕組	きょうせいしゃかい じつげん む 共生 社会の実現に向け、

		<p>みができるように、民生委員さんや区長さんなどで情報の共有と連携・戸別訪問等、相談できるような地域密着型になればよいと思う。</p>	<p>手話が言語であることや様々なコミュニケーション手段があることを理解していただくことが大切と考えます。出前講座など様々な機会を通じて、理解の促進に向けた取り組みに努めてまいります。</p>
24	ちいき こうりゅう 地域交流	<p>なかなか聴覚障害の方と接することがないので、町内のサロンや予防教室に参加していただけるといいと思う。</p>	
25	ちいき こうりゅう 地域交流	<p>手話言語等が必要な方が身近にいたることがあたり前である社会になれば、理解につながっていくのではないかな。</p>	
26	ちいき こうりゅう 地域交流	<p>聴覚障がい者が介護が必要な状態になった時、コミュニケーションをとる方法がもっと身近なものになると支援しやすくなるのではないかな。</p>	

27	いけん 意見	<p>せいいていりゆうの「～手話が日本語とは文法体系が違う一つの言語であり～」という表現はいかがなものか。日本でしか通じないのだから、あくまで日本語の一つの体系ではないか。</p>	<p>ろう者にとって、手話は第1言語です。手話は手指だけではなく、頭や眉の動き、手の動く方向、目線など様々な動きの組み合わせで表現し、その語順も文法も日本語とは異なる、ひとつの言語であるという考え方から、このように表記しました。</p>
28	いけん 意見	<p>しょうがいのある方にとどまらず、認知症等により意志表明等が難しい方や意志疎通を図るスキルが脆弱な方、共通の言語を使うことが難しい状況も想定される。「障がいのある人もない人も」や「誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らす共生社会を実現」といったことからすれば、「手話」や「障がいのある人」を敢えて取り上げて条例とすることには必ずしも整合性がなく、むしろ幅広い視野が必要になってくるのではないかと感じる。</p> <p>特定の領域分野のみではなく、横断的な視点を持ち、少なくとも庁舎内でのコミュニケーションを取りながら条例を策定していただくことが、より共生社会の実現に向けての取組みになるのではないかと思います。</p>	<p>さまざまな要因によりコミュニケーションが困難な方も含め、障がいのある方もない方も地域で支えあいながら安心して暮らす共生社会の実現を目指すことを前提としています。</p> <p>その中でも、障がいのある方とのコミュニケーションの利用については、本条例を制定し、手話は言語であることや障がいにより様々なコミュニケーション手段があることを理解していただくことが第一義的には大切であると考えています。併せて市で推進するユニバーサルデザインと重複する考えもありませんので、様々な視点で領域を超えて理解が促進されるよう取り組みに努めてまいります。</p>
29	せさく 施策について	<p>しょうがいの有無によって分け隔てなく、お互いに人格を尊重し合いながら共生できる社会の実現のためにも、地域単位での活動やマスメディアを活用する等、様々なツールによる普及啓発を行っていただきたい。</p>	<p>さまざまなツールやICT等を活用して、わかりやすい情報発信に努めてまいります。</p>

30	いけん 意見	<p>とうじしゃ ひかり らいきやく し 当事者から、光で来客を知らせたり、 けいたい きのう りかい 携帯のバイブレーション機能で理解してい き ると聞いた。IT機器やアプリを利用して、 さいがいじ しかく、でき じょうほう つた 災害時でも視覚的にわかりやすく情報を伝 ひつよう おも えることも必要かと思う。</p>	
31	いけん 意見	<p>とうじしゃ いけん じょうほう きちよう 当事者さんからの意見や情報はとても貴重 せさく はんえい なので、施策として反映されるようになってほしい。</p>	<p>とうじしゃ かんけいしゃ かた 当事者や関係者の方からの いけん いただ せさく と 意見を頂きながら、施策の取 く つと り組みに努めてまいります。</p>